

おんしんネット支店専用普通預金規定

第1条（契約の成立）

遠賀信用金庫（以下「当金庫」といいます）は、お客さまからこの規定の取引に係る、当金庫所定の申込を受けた場合には、これを承諾したときに、この規定の取引に係る契約が成立するものとします。

第2条（利用条件）

1. おんしんネット支店専用普通預金（以下「この預金」といいます）は当金庫のおんしんネット支店取引規定に従い利用できます。
2. この預金は、総合口座の取扱いができません。
3. この預金は、無利息型普通預金とすることができません。
4. この預金は、お客さまお一人につき1口座とします。
5. この預金は、法人や個人の事業用口座（屋号のある名義を含みます）として開設することができません。

第3条（通帳の不発行）

この預金を開設するにあたっては、「普通預金規定」にかかわらず通帳は発行しないものとします。

第4条（預金口座の開設）

1. この預金の開設を申込み際は、次の方法によります。
 - (1) お客さまが本規定を承認し、スマートフォン（当金庫所定の情報提供サービス対応会社の携帯電話）で当金庫所定の口座開設アプリを利用して法令上の義務の履行に必要な確認事項、その他当金庫が定める事項等の申告、カードの発行申込みおよび、個人インターネットバンキングサービス（以下「IB サービス」といいます）の契約申込みならびに運転免許証、およびお届け印を撮影して送信いただく方法、もしくは、マイナンバーカードを使用したeKYC認証を利用して申込をする方法。
なお、eKYC認証を利用する場合は、共通印鑑届を別途郵送にてお客様より送付していただきます。
※eKYC・・・electronic Know Your Customer の略称で、オンライン上で本人確認を完結させるための技術のこと。
 - (2) お客さまが本規定を承認し、当金庫所定の書類を郵送等により提出していただく方法。
2. 当金庫は、この預金の口座開設を承認した場合、次のとおり手続きします。
 - (1) 預金残高については、0円で口座開設します。
 - (2) この預金口座についてカードを発行し、お客さまの住所・氏名にあてて本人限定受取郵便等で送付します。
（マイナンバーカードでの申込の場合は、簡易書留郵便（転送不要郵便）で送付します。）
 - (3) この預金口座は通帳を発行いたしません。口座の取引明細は「通帳アプリ」「しんきんバンキングアプリ」等で確認していただきます。
3. 当金庫は、第1項による送信内容または送付書類に疑義が生じた場合、お客さまが法令上の義務を履行されない場合または当金庫が負う法令上の義務の履行に協力いただけない場合および当金庫が口座開設を承認できない事由があると判断した場合は、この預金の口座開設のお断り、承認取消をすることがあります。
4. 普通預金口座の開設は、お客さまお一人につき一口座とします。

第5条（通帳不発行にかかる特約）

1. 本契約では必ずキャッシュカードを発行します。
2. 預金者が取引明細書の発行を希望する場合は、当金庫所定の手数料を支払うものとします。

第6条（預金の預け入れ）

1. この預金の預入は、当金庫および当金庫と提携している金融機関等の現金自動預入払出兼用機（以下 A T M といいます）もしくは当金庫本支店窓口にて、カードを利用して行うことができます
2. この預金の預入は、個人インターネットバンキングサービス（以下「IB サービス」といいます）を利用してお客さまの他の預金口座からの振替により行うことができます。
3. この預金の預け入れは、内国為替による振込金の受入れにより行うことができます。ただし、外国からの送金による振込金受入れはできません。
4. 前項のこの預金への振込金の受入れについて、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、お客さまに事前に通知することなく当該振込金の入金記帳を取消します。

第7条（預金の払い戻し）

1. この預金の払い戻しは、当金庫および当金庫と提携している金融機関等の A T M もしくは当金庫本支店窓口でカードを利用した現金の払戻しおよび振替による振込で行うことができます。
2. この預金口座から各種料金等の自動払いをするときには、あらかじめ当金庫所定の手続きをしてください。
3. 同日に数件の支払いをする場合にその総額が預金残高を超えるときは、そのいずれを支払うかは当金庫の任意とします。
4. この預金から払戻しをする場合に、その総額が 1 日あたりのご利用限度額を超えることはできないものとします。取引実行時点において払戻しする金額が不足しているときは、当該取引の依頼は取り消されたものとみなし、これにより生じた損害について、当金庫は責任を負いません。

第8条（利息）

この預金の利息は、毎日の最終残高（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除くものとします）1,000円以上について付利単位を100円として、毎年3月と9月の当金庫所定の日に、店頭に表示する毎日の利率によって計算のうえこの預金に組み入れます。

なお、利率は、金融情勢に応じて変更します。

第9条（未利用口座管理手数料）

1. 次のすべてに該当する口座を未利用口座とし、当金庫所定の未利用口座管理手数料（以下本条において手数料といいます）をいただきます。
 - (1) 2021年4月1日以降に開設された普通預金口座（総合口座を含みます）
 - (2) 預入れまたは払戻し（利息の組入れおよび手数料の引落しを除きます）の利用が2年以上一度もないこと
 - (3) 預金残高が1万円未満であること
 - (4) 同一店舗において、定期性預金・投資信託・保険・国債などの預かり金融資産の取引がないこと
 - (5) 同一店舗において、借入れがないこと
2. 前項全ての条件に該当した場合、口座名義人の届出の住所に案内文書を送付します。案内文書の送付後、3ヶ月経過後も取引がないときは、当該口座から払戻請求書等によらず、手数料を引落しいたします。

3. 手数料の引落しに際し、口座残高が不足する場合は、その残高を手数料の一部として充当したうえで、通知することなく当金庫所定の方法により当該口座を解約することができるものとします。

なお、手数料の不足分については、別途徴求することはありません。

4. 負担いただいた手数料の返却および解約した口座の再利用には応じません。

第10条（譲渡・質入れの禁止）

1. 預金債権、預金契約上の地位、その他この取引にかかるいっさいの権利および通帳または証書は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。
2. 当金庫がやむをえないものと認めて預金債権の質入れを承諾する場合には、当金庫所定の書式により行います。

第11条（保険事故発生時における預金者からの相殺）

1. この預金は、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合に、当金庫に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものととして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当金庫に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
2. 前項により相殺する場合には、次の手順によるものとします。
 - (1) 相殺通知は書面によるものとします。証書または通帳と、当金庫所定の払戻手続きを行うと同時に通知書を当金庫に提出して下さい。
 - (2) 複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定してください。
ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - (3) 前号の充当の指定のない場合には、当金庫の指定する順序方法により充当いたします。
 - (4) 第2号による指定により、債務保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
3. 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
 - (1) この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日の前日までとし、利率は約定利率を適用するものとします。
 - (2) 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当金庫の定めによるものとします。
4. 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。
5. 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします

第12条（規定の準用）

当金庫との取引において、本規定に定めのない事項については、おんしんネット支店取引規定のほか、当金庫が定めた各種預金規定および各取引規定等により取扱います。

第13条（規定等の変更）

1. この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
2. 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

アプリからの口座開設に係る特約

1. 概要

1. この特約は、信用金庫口座開設アプリ（以下「口座開設アプリ」といいます）から開設した遠賀信用金庫（以下「当金庫」といいます）の普通預金口座に適用される事項を定めるものです。
2. この特約は「おんしんネット支店専用普通預金規定」の一部を構成するとともに同規定と一体として取り扱われるものとし、この特約に定めがない事項に関しては普通預金規定が適用されるものとします。
3. この特約において使される語句は、この特約において定義されるもののほかは普通預金規定に従います。

2. 預金契約の成立

口座開設アプリから申込みにより開設された口座は、当金庫が所定の開設手続きを完了した時点で、当金庫とお客さまの間に預金契約が成立するものとします。

ただし、本人限定受取郵便等で送付したキャッシュカード等が当金庫に返送されてきた場合には、当金庫はお客さまに通知することなく、開設した口座を解約できるものとします。

3. この特約の変更等

1. この特約の各条項その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
2. 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

（2023年10月1日現在）